

岐阜市福障号外  
令和8年4月2日

指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 様  
指定障害者支援施設運営法人代表者 様  
指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について（通知）

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省・子ども家庭庁の「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月31日付け障障発 0331 第1号・こ支障第78号）により取り扱いますので、令和8年度に加算算定を予定する指定障害福祉サービス事業所等運営法人におかれましては、遅滞なく届け出ていただきますようお願いいたします。

また、令和7年度に加算を算定していたものの、令和8年度において当該加算を算定しない法人につきましても手続きが必要となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、令和8年4月1日から処遇改善加算の算定を希望される場合（引き続き算定する場合も含む）は、本通知「3 様式について ① 令和8年4月、5月に算定開始する場合」をご参照の上、必要書類を**令和8年4月15日**までにご提出くださいますようお願いいたします。

## I 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出

### 1 対象

岐阜市長より指定を受けており、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定しようとする次の障害福祉サービス事業者等

- (1) 障害福祉サービス事業所
- (2) 障害者支援施設
- (3) 障害児通所支援事業所

※ 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は、令和8年4月・5月は算定対象外です。

※ 当該加算は、年度毎に届出が必要となるため、令和7年度に加算を取得している事業所が引き続き令和8年度も加算を算定する場合においても、あらためて届出が必要です。

### 2 提出方法

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出については、福祉・介護職員等処遇改善加算等計画書は下記オンライン申請フォームにより、ご提出ください。

<令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等申請フォーム>

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/BcLm/1514418>

※今後、岐阜市ホームページに掲載予定です。

※回答者による申請状況の確認/取消URL（送信完了画面に表示される受付番号が必要です。）

<https://logoform.jp/status/inquiry/A-IicAE2xKMqbGS2zEm6NH3qcpp5T0hPsLEaT3Wbm4w>

【QRコード】



◎障害福祉サービス事業所等の事務負担・文書量の削減の観点から、計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料、就業規則・賃金規程等及び労働保険に加入していることが確認できる書類の添付は求めませんが、提出時には別紙様式2「4要件を満たすことの確認・証明」を確認するとともに、当該就業規則等を都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示することができるよう適切に保管してください。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

### 3 様式について

<p>① 令和8年4月、5月から算定開始する場合</p>	<p>○別紙様式2          (別紙様式2-1(総括表)、別紙様式2-2(個票(4月、5月))、別紙様式2-3(個票(6月以降))を含む)</p> <p>○【障がい者の場合】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>○【障がい児の場合】障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>★【4月-6月 処遇改善加算用】介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表</p>
<p>② 令和8年6月に処遇改善加算が新設される計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、令和8年6月から処遇改善加算を算定する場合</p>	<p>○別紙様式2          (別紙様式2-1(総括表)、別紙様式2-3(個票(6月以降))を含む)</p> <p>○【障がい者の場合】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>○【障がい児の場合】障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>○【障がい者の場合】介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表※</p> <p>○【障がい児の場合】障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表※</p>
<p>③ 年度の途中で新たに加算を取得する場合</p>	<p>○別紙様式2          (別紙様式2-1(総括表)、別紙様式2-3(個票(6月以降))を含む)</p> <p>○【障がい者の場合】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>○【障がい児の場合】障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>○【障がい者の場合】介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表※</p> <p>○【障がい児の場合】障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表※</p>

※「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」において示された標準化様式

#### 4 提出期限

① 令和8年4月、5月から算定開始する場合	令和8年4月15日(水)
② 令和8年6月に処遇改善加算が新設される計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、令和8年6月から処遇改善加算を算定する場合	令和8年6月15日(月)
③ 年度の途中で新たに加算を取得する場合	算定開始月の前々月の末日

#### 5 提出先について

岐阜市以外に、岐阜県や他都道府県、中核市等より指定を受けている事業所がある法人で、複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

例 岐阜市に所在する「放課後等デイサービス事業所」と大垣市に所在する「就労継続支援B型事業所」を運営している法人

放課後等デイサービス事業所 → 岐阜市指定  
就労継続支援B型事業所 → 岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県の両方**に計画書の届出を行う必要がある。

※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

#### 6 その他留意事項

- 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発 0331 第1号・こ支障第78号）を参照の上、届出を行ってください。
- 令和8年5月以降、加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式4により変更の届出を行ってください。（参照：Ⅲ. 変更の届出等について）
- 障害福祉サービス等処遇改善計画書中、計算式が入っている箇所（自動計算）は、上書き、削除等の編集をしないでください。

## II 令和8年度から加算の算定を停止する場合について

令和7年度に加算を取得しており、令和8年度は加算を取得しない場合についても、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「総括表」（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「総括表」）の提出が必要となりますので、期日までに提出してください。

## III 変更の届出等について

### 1 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員等処遇改善計画書並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別紙様式4により変更の届出を行う必要があります。計画書の届出と同じく、加算を算定する月の2か月前の末日までにご提出ください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員等処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況の変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合
- ④ キャリアパス要件Ⅴに係る配置等要件に係る適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更があった場合、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合
- ⑤ 算定する処遇改善加算の区分の変更を行う場合、処遇改善加算を新規に算定する場合
- ⑥ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

### 2 特別な事情に係る届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式5の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

## IV 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3の福祉・介護職員等処遇改善実績報告書の提出が必要です。

例 1. 令和 9 年 3 月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和 9 年 5 月であるため、令和 9 年 7 月までに提出する必要がある。

例 2. 令和 8 年 9 月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和 8 年 1 1 月であるため、令和 9 年 1 月までに提出する必要がある。

なお、実績報告書の提出がない場合は、加算額の全額返還となることもありますので、遺漏のないようご注意ください。

(参考)

「平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (平成 24 年 8 月 31 日付厚生労働省事務連絡)」

問 20

期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

答

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

**【担当】**

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市障がい福祉課 指導係

TEL : 058-214-2136 (直通)

FAX : 058-265-7613

Email : fj-shougai-shidou@city.gifu.gifu.jp